

J-クレジット制度文書の改定案に対するパブリックコメントの募集結果について

令和7年3月

番号	意見内容	回答
1	西ヨーロッパのエリート、国連のエリート、そしてアメリカ民主党のエリートたちは一生懸命に「脱炭素」と言っています。そのため気象サミットや温暖化枠組条約締約国会議（COP）では「脱炭素」が絶対ということになっているのですが、それが世界の潮流かという、そうではない。 例えば、ヨーロッパでも東欧は脱炭素なんてまったくやる気ありません。これから経済成長したいと思っている途上国にとって「CO2ゼロ」は迷惑な話です。アメリカでも温暖化をまったく信じていない共和党議員がたくさんいます。日本はどうかといえば、国際会議では西欧諸国や国連があればこれ言うから、「温暖化対策は待たなし」「2050年にCO2実質ゼロ」に一応同調しているけれども、実際にこれらの国々が作っているエネルギー計画を見れば、まったく「CO2ゼロ」を目指していないことが分かります。 そもそも「CO2ゼロ」に実現性があるのかという問題があります。現在、世界のCO2排出量（2018年）は、中国28.4%、アメリカ14.7%、EU＋イギリス9.4%、インド6.9%、ロシア4.7%。日本3.2%。つまり、中国とアメリカで世界のCO2排出量の4割以上を占めているわけで、この2国が本気にならなければCO2は減りません。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
2	現状認識の為に歴史を知ることは非常に役立ちます それも期間が長くなればなるほど現在位置の確認に役立ちます そうして現状を把握したとき対策すべきは果たして本当に地球温暖化なのか？ 甚だ疑問です もしこれが現状認識を牽強付会で判断しているとなれば時間とお金と人の無駄遣いでしかありません 今一度最初から考え直すべきだと思います	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

3	・東京都の条例では、新築建築物のEV充電設備の設置は義務付けられているが、蓄電池設置は義務付けられていない。 新築時に蓄電池を設置した建築物は、条例が求める環境性能を有し追加性もあると考えられるため、プロジェクトの対象とすることはできないか。 一方で条例毎に義務的に設置すべき設備を確認していく必要があるため、J-クレジット制度事務局の実務的に難易度の高い提案であることと認識しております。 ・東京都の太陽光発電パネル設置義務化の条例について、太陽光パネル以外にも住宅の省エネ化についても言及されていると聞き及んでおります。 EN-S-039「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」にも今回の太陽光発電の議論と同様の措置を取った方が良いのではないのでしょうか。	実施規程(プロジェクト実施者向け)では「法令で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。」とされておりますが、今後の議論の参考とさせていただきます。 また、住宅の省エネ化についてご指摘のとおり追加性の問題がありましたので、以下のような注意書きを追記しております。 ただし、実施規程(プロジェクト実施者向け)2.2.5(3)又は同(プログラム型プロジェクト用)2.2.5(3)の規定に該当する場合は、同規定に従って追加性を有すると確認された住宅が、プロジェクト登録基準を満たす住宅となる。
4	意見を募集している期間が2週間しかありません。 30日に満たない理由も見当たりません。 何故でしょう？	本件は任意の意見募集になりますので、2週間の期間の設定させていただいております。
5	自分の農地がeMAFF農地ナビがというものを確認しても出てこないところがありました。 このような場合は中干延長申請の時にどうしたらいいのでしょうか。	ご意見いただきありがとうございます。 eMAFF農地ナビ上で表示されない圃場につきましては、これまで参照いただいていた、営農計画書等を証跡書類としていただく形での運用を検討しております。 個別活動実績報告リスト作成に係る具体的な記載例等につきましては、周知方法も含め、今後検討してまいります。 なお、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。

6	方法論AG-005(水稻栽培における中干し期間の延長)Ver.3.3(案)について、「個別活動実績報告リストの会員基本情報として記載する地番情報は、eMAFF農地ナビの「所在・地番」に統一し、eMAFF農地ナビ上の表記をそのまま転記することを定める」とありますが、農地ナビの「所在・地番」情報は圃場の実態に則していないため、「二重登録・認証を排するためのチェックを確実にを行うため」の情報としては適切ではないと考えます。例えば、実際に営農されており、自治体などが発行する営農計画書には記載されている地番でも、農地ナビには掲載されていない場合が多々あります。 また、地番1つに複数の圃場が該当する、逆に1つの圃場に複数の地番が該当する等、農地ナビは現状の農地区画を正しく管理できていません。 「二重登録・認証を排するためのチェックを確実にを行う」ことを目的として農地ナビの情報を使用するのであれば、まずは農地ナビの情報と実際の所在・地番情報に齟齬が生じないように整備するのが先ではないでしょうか。 農地ナビの減茶苦茶な情報を正とする方法論改定は、創出されるJ-クレジットの信用にも関わることです。改定内容の再考をお願いします。	ご意見いただきありがとうございます。 これまで地番情報の証跡としていただいていた営農計画書や水稻共済細目書等は電子データではない場合も多くございます。そのため、それらを証跡として個別活動実績報告リストを作成する際に人為的ミスにより表記ゆれが発生し、結果的にクレジットの二重登録・認証を検知できない状況になり得ます。本改定の目的は、この状況を改善することです。 eMAFF農地ナビ上で表示されない圃場につきましては、これまで参照いただいていた、営農計画書等を証跡書類として記載いただく形での運用を検討しております。 また、地番1つに複数の圃場が該当する場合や1つの圃場に複数の地番が該当する場合については、前者については適宜枝番を振っていただく等の形で、後者については実際の圃場に含まれるeMAFF農地ナビ上の区画(「農地ポリゴン」)の「所在・地番」情報を漏れなく記載いただく等の形で、ご対応いただくことを検討しております。 個別活動実績報告リスト作成に係る具体的な記載例等につきましては、周知方法も含め、今後検討してまいります。 なお、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。
7	パブリックコメント真剣に読んでどんな対応すっか考えてるんか？ 農業のこと本当にわかってるんかね。農地ナビ見たけど区画も住所も合ってねえとこ多いやんけ。 こんな正しくねえこまけえ住所いちいち申告しろったら中干延長やめる人増えると思うがどうすんの？	ご意見いただきありがとうございます。 J-クレジットの信頼性の向上のため、制度改正は必要と考えており、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。 なお、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。
8	システム構築に必要な工数や日程の観点から、本改定に対して慎重にご検討いただけますようお願い申し上げます。 当社では、2025年度の中干し延長を申請いただくためのシステム構築はすでに着手済みであり、遅くとも稲刈り時期までにシステムを公開する必要があります。しかし、本改定に従う場合、農地ナビに記載の「所在・地番」情報を入力するUIの追加や、入力された「所在・地番」が正しいものをチェックする機能等の追加実装が必要になると考えます。これらの機能を開発するためには、追加の工数と時間が必要であり、公開までの期間に開発を完了させることは非常に困難です。	ご意見いただきありがとうございます。 J-クレジットの信頼性の向上のため、制度改正は必要と考えており、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。

9	クボタさんのプロジェクトに参加させてもらっています。 Jクレジットに取り組むにあたってeMAFF農地ナビを確認しましたが、野帳の住所とは異なる住所で登録がありました。例えば、新潟県〇〇市〇〇1-1と野帳には書いてあるのに、eMAFF農地ナビは新潟県〇〇市大字〇〇字△△1-1でした。 インターネットで正しい住所を確認していくのは大変な作業になるので、そうになったら参加継続はできないと思います。	ご意見いただきありがとうございます。 eMAFF農地ナビでは、各市町村及び農業委員会が整備している農地台帳および農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報を公表しています。 このため、野帳等で慣習的に記載いただいている地番とは異なる地番が記載されている場合がございます。 Jクレジットの信頼性の向上のため、制度改正は必要と考えており、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。
10	方法論 AG-005 (Ver.3.3)についての改正案にて提案があった、所在・地番の転記元をeMAFF農地ナビ(以下、農地ナビ)に限定することについては、以下の通り、大きな懸念があると考えています。 ・農地ナビは全国全ての圃場を登録できておらず、農地ナビに登録されていない圃場では削減活動が認められないことになる ・農地ナビの所在・地番は必ずしも最新ではない為、換地等による所在・地番の変更が農地ナビに反映されていない場合、農地ナビで正しい地番を検索するのが困難、或いは不可能な場合がある。 農地ナビの所在・地番を唯一の転記元に限定する場合には、以下条件を満たすことが最低限必要になると考えており、これらが整備されるまでは、今回の改正案施行を延期することが現実的であると考えています。 ・農地ナビに日本全国の全圃場に関する所在・地番情報が登録されていること ・農地ナビの所在・地番情報が換地等により変更になった場合に遅滞なく反映されること 尚、方法論Ver.3.1迄の要件に則り、弊社ではプロジェクト運営用システムを開発・運用しておりますが、当該変更に沿った運用、またはシステム改修は困難な状況です。従い、仮に今回の改正案が施行される場合については、過去のVer.にて登録済のプロジェクトについては対象外とすることをご検討頂きたく宜しくお願い申し上げます。 最後に、同方法論に則った温室効果ガス削減の取り組みを推進する為に、農地ナビが水稻生産者の負担低減に貢献できる可能性もあると考えていますので、以下2点、提言申し上げます。 ・農地ナビデータが共済申込等の関連データと紐づけられ、所在・地番、耕作面積等のデータを生産者が容易に一括入手できるインターフェースを整備すること ・農地ナビに掲載されている面積には畦畔を含むことが多い一方、方法論では畦畔を除く水稻作付面積の記載が求められる為、現行では別の証憑を参照する必要がある。この手間を解消する為、農地ナビに掲載されている面積に全国平均、または都道府県平均の畦畔率を乗じた面積を耕作面積として使用することを方法論上で許容すること	ご意見いただきありがとうございます。 eMAFF農地ナビ上で表示されない圃場につきましては、これまで参照いただいていた、営農計画書等を証跡としていただく形での運用を検討しております。 換地等を実施した際には、各筆換地等明細書、一時利用地指定通知書などをご提出いただき、基盤整備前後の地番の関連を示していただくこととしており、eMAFF農地ナビに反映されるまではそれら書類に記載いただいた地番を記載いただく形でご対応いただきたいと考えています。 個別活動実績報告リスト作成に係る具体的な記載例等につきましては、周知方法も含め、今後検討していくとともに、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。 本改定内容につきましては、過去のバージョンの方法論にも遡及して適用しなければ、改定の目的である「二重登録・認証を排するためのチェックを確実に行うこと」を達成できないことから、過去のバージョンに則って登録されたプロジェクトにおいても、今後認証する削減活動については適用することとしております。 ご提言内容は、今後の参考とさせていただきます。

11	農地ナビを拝見すると、住所がちょうど田んぼの境目、あぜ道の上に記載されており、隣接する田んぼのどちらに住所が含まれるのか判断できないところがありました。判断に迷うような住所情報を申請の時に使うと参加者としては混乱します。それに、二重登録の確認も上手くできないのではないのでしょうか。 また、農地ナビは、田んぼの区画も実際の区画とは全く異なるところがありました。例えば今の二枚のたんぼにまたがって、昔の区画と住所が書いてあるのですが、隣は別の人が稲作しているので、その人もJクレジットの申請をした場合、私と別の農家が2人で同じ住所を申請することになり、二重登録の確認をされた時に、不正だと指摘されてしまわないか、すごく心配です。	ご意見いただきありがとうございます。 eMAFF農地ナビ上の区画(「農地ポリゴン」)に複数の圃場が含まれる場合、その区画内の圃場すべてに、区画内の「農地ピン」の地番情報が適用されます。 なお、同じ地番が複数検知された場合、それらの取組の実態を調査の上二重登録であるか否かを判断いたしますので、同じ地番が検知されれば即ち二重登録であると判断されることはございません。 加えて、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。
12	本改定が実施された場合、中干し延長を実施いただく農家様は、作付面積を証明する営農計画書に記載の地名地番に加えて、農地ナビに記載の「所在・地番」を申告いただく必要があります。農家様にとっては、農地ナビという慣れないシステムを操作し、1筆ごとの圃場の地番を確認し、それを正確に転記することは多大な労力を要するため、申請行為を断念する農家様が増え、結果としてプログラムへの参加者数が激減することが懸念されます。	ご意見いただきありがとうございます。 Jークレジットの信頼性の向上のため、制度改正は必要と考えており、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。
13	基盤整備が入ると、以前の区画と整備後の区画は全く異なる。昔の細かい区画と新しい大きい区画は、輪郭も合っていない。農地ナビには基盤整備の情報がすぐに反映されんけん、どのように農地ナビの住所と基盤整備後の住所を一致させたらいいの？また、基盤整備後に営農を再開する時は仮の住所で、元の住所とまったく異なるけん、ほんとに二重登録の確認ができるのか？せっかく、温暖化を食い止めるための活動を始めとんやけん、農家の手間を増やすだけの意味のない変更はやめてほしい。農家は忙しいんや。	ご意見いただきありがとうございます。 基盤整備により合筆・分筆を行った際には、各筆換地等明細書、一時利用地指定通知書などをご提出いただき、基盤整備前後の地番の関連を示していただくこととしています。 eMAFF農地ナビには基盤整備後の地番がすぐに反映されるわけではないため、eMAFF農地ナビで反映されるまではそれら書類に記載いただいた地番を記載いただくといった形でご対応いただきたいと思います。 Jークレジットの信頼性の向上のため、制度改正は必要と考えており、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。 加えて、引き続きeMAFF農地ナビの農地情報と位置・区画情報の紐づけを実施することで、精度の高いデータ基盤(紐づけ地図データ)の整備に取り組んでまいります。

14	中干延長の申請で住所を正しく申請するのは本当に大変だった。何故、毎年役所にも提出している書類以外にも、追加で住所が必要になるのか。どちらか一方を正しい住所に統一すべきではないのか。農地ナビというものが正しいなら、役所に出す住所を農地ナビに統一したら良いだけではないか。手間が増えるなら、もう参加したくない。そう考えている農家は周りにもいる。補助金関係はいつものことだが、あとからややこしい複雑な要件をどんどん増やすのは勘弁してくれ。	ご意見いただきありがとうございます。 今回の改定の趣旨は、プログラム型プロジェクトにおいて、個別活動実績報告リストの会員基本情報として記載する地番情報について、二重登録・認証を排するためのチェックを確実に行うため、eMAFF 農地ナビの「所在・地番」に統一するものです。プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り少なくなるよう十分留意し、制度の信頼性、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。
----	---	--